

毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報

## 目次

### 告示

- 鳥獣保護区の設定(七二三・自然保護課)
- 鳥獣保護区の期間更新(七二四・自然保護課)
- 鳥獣保護区の設定の一部改正(七二五・自然保護課)
- 鳥獣保護区特別保護地区の指定(七二六・自然保護課)
- 休猟区の指定(七二七・自然保護課)
- 休猟区の設定の一部改正(七二八・自然保護課)
- 銃猟禁止区域の設定(七二九・自然保護課)
- 銃猟禁止区域の設定の一部改正(七三〇、七三一・自然保護課)

## 告示

秋田県告示第七百二十三号

鳥獣保護及狩猟二閑スル法律(大正七年法律第三十二号)第八条ノ八第一項の規定により、次のとおり鳥獣保護区を設定したので、鳥獣保護及狩猟二閑スル法律施行規則(昭和二十五年農林省令第百八号)第二十条の規定に基づき、告示する。

平成十四年十月三十一日

秋田県知事 寺田典城

名称	区	域	存続期間
田中鳥獣保護区	北秋田郡鷹巣町綴子地内の国道七号線と綴子川との交点を起点とし、同国道を東進し国道百五号線との交点に至り、同国道を南進し	平成十四年十一月一日から平成二十四年十月三十一日	

東日本旅客鉄道株式会社奥羽本線との交点に至り、同本線を西進し県道鷹巣川井堂川線との交点に至り、同県道を北進し綴子川との交点に至り、同川を北進し起点に至る線に囲まれた一円の区域

まで

大川前鳥獣保護区

仙北郡協和町船岡地内の県道唐松宇津野線と協和ダムサイトとの交点を起点とし、同県道を北東に進み岩木沢との交点に至り、同沢を北進し国有林道岩木沢線との交点に至り、同林道を南進し県道唐松宇津野線との交点に至り、同県道を南東に進み国有林道船岡線との交点に至り、同林道を西進し協和ダム管理道に至り、同管理道を東進し協和ダム堤体に至り、同堤体に沿って北進し起点に至る線に囲まれた一円の区域

平成十四年十一月一日から平成二十四年十月三十一日まで

秋田県告示第七百二十四号

鳥獣保護及狩猟二閑スル法律施行令(昭和二十八年政令第百五十四号)第一条第二項の規定により、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新したので、鳥獣保護及狩猟二閑スル法律施行規則(昭和二十五年農林省令第百八号)第二十条の規定に基づき、告示する。

平成十四年十月三十一日

秋田県知事 寺田典城

名称	区	域	存続期間
新山鳥獣保護区	鹿角市尾去沢地内県道十二所花輪線の稲村橋を起点とし、同県道を西進し市道水晶山線との交点に至り、同市道を南西に進み市道城山線との交点に至り、同市道を北進し市道新山城山二号線との交点に至り、同市道を西進し水晶山スキー場へ通じる遊歩道との交点に至り、同遊歩道を南西に進み市道水晶山線と	平成十四年十一月一日から平成二十四年十月三十一日まで	

<p>榑台鳥獣保 護区</p>	<p>新屋鳥獣保 護区</p>	<p>早口鳥獣保 護区</p>	
<p>河辺郡雄和町榑川地内の町道榑川安養寺線</p>	<p>秋田市新屋地内の県道秋田天王線と市道割山南浜線との交点を起点とし、同市道を西進し日本海汀線との交点に至り、同汀線を北進し旧雄物川左岸との交点に至り、同左岸を南西に進み県道秋田天王線との交点に至り、同県道を南進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>北秋田郡田代町早口地内の国道七号線と町道赤坂下線との交点を起点とし、同町道を北西に進み町道比立内線の起点に至り、同町道を北進し町道本郷羽貫谷地線との交点に至り、同町道を南東に進み林道倉の下線との交点に至り、同林道を北進し町道田の沢一号线との交点に至り、同町道を東進し岩瀬川との交点に至り、同川右岸を南進し歩道との交点に至り、同歩道を南進し町道谷地の平線との交点に至り、同町道を南進し町道赤坂下線の起点に至り、同町道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>の交点に至り、同市道を南西に進み水晶山山頂に至り、同山頂より大森山に通じる遊歩道を北西に進み下沢との交点に至り、同沢を西進し県道十二所花輪線との交点に至り、同県道を東進し市道松子沢一号线との交点に至り、同市道を東進し市道松子沢二号线に至り、同市道を北東に進み林道小森沢線に至り、同林道を東進し市道松軒線との交点に至り、同市道を南進し久保田橋に至り、同橋から米代川左岸を南進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>
<p>平成十四年十一月</p>	<p>平成十四年十一月一日から平成二十四年十月三十一日まで</p>	<p>平成十四年十一月一日から平成二十四年十月三十一日まで</p>	

<p>追分鳥獣保 護区</p>	<p>八郎潟鳥獣保 護区</p>	<p>護区</p>
<p>秋田市金足地内の国道七号線と県道追分停車場線との交点を起点とし、同国道を北進し市道下刈岩瀬線との交点に至り、同市道を東進し市道財ノ浜小泉線との交点に至り、同市道を南進し県道高岡追分線との交点に至り、同県道を五十メートル程南西に進み市道金足嶋崎一号线との交点に至り、同市道を南進し同市道と連続する市道金足嶋崎二号线に至り、同市道を南東に進み同市道と連続する農道に至り、同農道を南東に進み同農道と連続</p>	<p>南秋田郡若美町野石地内の国道百一号线と県道男鹿琴丘線との交点を起点とし、同国道を北進し県道男鹿八竜線との交点に至り、同県道を南進し浜口排水機場付近で村道大潟西部線との交点に至り、同村道を北西に進み県道男鹿八竜線との交点に至り、同県道を南西に進み村道大潟西部線との交点に至り、同村道を南西に進み県道男鹿琴丘線との交点に至り、同県道を西進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>と町道本田妙法線との交点を起点とし、同町道を北進し県道秋田雄和本荘線との交点に至り、同県道を北進し町道本田妙法寺線との交点に至り、同町道を北進し町道山崎榑台線との交点に至り、同町道を南東に進み河辺郡河辺町と秋田市との境界との交点に至り、同境界を南東に進み県道秋田御所野雄和線との交点に至り、同県道を南進し町道榑台線との交点に至り、同町道を五十メートル西進し町道鹿野戸安養寺線との交点に至り、同町道を西進し同町道と連続する町道榑川安養寺線に至り、同町道を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>
<p>平成十四年十一月一日から平成二十四年十月三十一日まで</p>	<p>平成十四年十一月一日から平成二十四年十月三十一日まで</p>	<p>一日から平成二十四年十月三十一日まで</p>

<p>花立鳥獣保護区</p>	<p>由利郡矢島町七日町地内の県道仁賀保矢島館合線と県道鳥海矢島線との交点を起点とし、同県道を南進し県道象潟矢島線との交点に至り、同県道を南西に進み町道花立公園一号線との交点に至り、同町道を西進し県道仁賀保矢島館合線との交点に至り、同県道を東進し町道針ヶ岡花立線との交点に至り、同町道を北東に進み県道仁賀保矢島館合線との交点に至り、同県道を北進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>平成十四年十一月一日から平成二十四年十月三十一日まで</p>
<p>五城目井川鳥獣保護区</p>	<p>南秋田郡井川町坂本地内の国道二百八十五号線と町道坂本新間線との交点を起点とし、同町道を北東に進み同町道と連続する町道雀館幹線に至り、同町道を北東に進み町道岩野高崎線との交点に至り、同町道を東進し岩野集落の東端から山道を南進し南秋田郡五城目町と井川町との境界との交点に至り、同境界を西進し小泉集落に通ずる山道との交点に至り、同山道を南西に進み町道蒔田黒坪線との交点に至り、同町道を南東に進み県道北の又井川線との交点に至り、同県道を南東に進み県道久保秋田線との交点に至り、同県道を南西に進み町道赤沢大野地線との交点に至り、同町道を西進し井川町と南秋田郡飯田川町との境界との交点に至り、同境界を北西に進み国道二百八十五号線との交点に至り、同国道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>平成十四年十一月一日から平成二十四年十月三十一日まで</p>

<p>堀内鳥獣保護区</p>	<p>仙北郡西木村上桧木内地内の国道百五号線と村道堀内黒崎森線との交点を起点とし、同国道を南東に進み寶神沢との交点に至り、同沢を北西に進み雄物川地域森林計画区西木村四十二林班と四十三林班の境界との交点に至り、同境界を南西に進み民有林と国有林との</p>	<p>平成十四年十一月一日から平成二十四年十月三十一日まで</p>
<p>石黒沢鳥獣保護区</p>	<p>仙北郡田沢湖町生保内字駒ヶ岳地内の県道西山生保内線の赤倉橋を起点とし、赤倉沢を西進し水上沢との交点に至り、これより約百十メートル西進し石黒沢に至り、同沢を南西に進み先達川との交点に至り、同川を東進し民有林と国有林との境界に至り、同境界を南西に進み赤倉沢との交点に至り、同沢を西進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>平成十四年十一月一日から平成二十四年十月三十一日まで</p>
<p>鶯野鳥獣保護区</p>	<p>また一円の区域 仙北郡中仙町下鶯野地内の町道長瀬一号線と町道長瀬二号線との交点を起点とし、町道長瀬二号線を南西に進み町道長瀬四号線との交点に至り、同町道を南東に進み町道押切和村線との交点に至り、同町道を南西に進み町道中仙二十三号線との交点に至り、同町道を北西に進み町道長瀬四号線との交点に至り、同町道を北西に進み町道和村遠藤二号線との交点に至り、同町道を北西に進み町道和村遠藤二号線との交点に至り、同町道を南西に進み町道和村遠藤五号線に至り、同町道を南西に進み玉川堤防との交点に至り、これより玉川右岸に向かって北東に進み同岸に至り、同岸を約千七百メートル北進し、これより玉川左岸堤防に向かって東進し同堤防に至り、同堤防を南進し町道長瀬一号線との交点に至り、同町道を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>平成十四年十一月一日から平成二十四年十月三十一日まで</p>

<p>三吉山鳥獣保護区</p> <p>平鹿郡雄物川町国道百七号線の雄物川橋西端を起点とし、雄物川左岸を南進し県道羽後雄物川線飛ヶ沢橋に至り、同県道を北西に進み国道百七号線との交点に至り、同国道を西進し町道上法寺線との交点に至り、同町道を北進し同町道と連続する町道郷北野線に至り、同町道を北東に進み同町道と連続する県道大沢大森線に至り、同県道を北東に進み雄物川地域森林計画区雄物川町五十九林班（俗称岩淵）に至り、これより雄物川左岸を南進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>平成十四年十一月一日から平成二十四年十月三十一日まで</p>	<p>土淵鳥獣保護区</p> <p>平鹿郡山内村土淵岩瀬橋を起点とし、横手川右岸を北進し林道坂井沢軽井沢線との交点に至り、同村道を北東に進み村道坂井沢沼山線との交点に至り、同村道を北西に進み横手市と山内村との境界との交点に至り、同境界を東進し国道百七号線落合橋に至る村道との交点に至り、同村道を東進し落合橋に至り、同橋から国道百七号線を南進し村道相野々駅前線との交点に至り、同村道を南西に進み同村道と連続する県道横手東成瀬線に至り、同県道を西進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>平成十四年十一月一日から平成二十四年十月三十一日まで</p>	<p>志摩鳥獣保護区</p> <p>平鹿郡十文字町植田地内県道湯沢雄物川大曲線と町道羽場裏線との交点を起点とし、同県道を東南に進み志摩地区を経て雄平橋に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>平成十四年十一月一日から平成二十四年十月三十一日まで</p>
<p>五輪坂鳥獣保護区</p> <p>雄勝郡羽後町五輪坂地内の町道西馬首内大沢線と町道三ツ盛線との交点を起点とし、同町道を北東に進み町道土館七久保堀内線との交点に至り、同町道を南東、北東に進み町道足田堤東線との交点に至り、同町道を南西に進み町道湯の崎六沢線との交点に至り、同町道を南西に進み町道西馬首内大沢線との交点に至り、同町道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>平成十四年十一月一日から平成二十四年十月三十一日まで</p>	<p>杉沢山鳥獣保護区</p> <p>湯沢市杉沢山の杉沢林道左側の新堤入口を起点とし、この堤防から稜線を北進し平鹿郡と雄勝郡との境界に至り、同境界を北東に進み雄勝郡稲川町との湯沢市との境界に至り、同境界を南東に進み標高三百七・五メートルの三角点に至り、同三角点から稜線を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p> <p>平成十四年十一月一日から平成二十四年十月三十一日まで</p>	<p>東山森林公園鳥獣保護区</p> <p>雄勝郡雄勝町寺沢字御獄前の御獄神社登山口を起点とし、町道寺沢線に沿った山裾を北進し寺沢地区、赤塚地区を経て国道十三号線との交点に至り、同国道の山裾を北西、北東に進み町道東山線との交点に至り、同町道を南東に進み同町道と連続する町道大清水線に至り、同町道を北進し終点に至り、同終点から南東に進み林道東山御返事線に至り、これ</p> <p>平成十四年十一月一日から平成二十四年十月三十一日まで</p>

湯ノ代鳥獣保護区	雄勝郡雄勝町秋ノ宮字山居野十一の十三、十一の二百二十一の一円の区域	平成十四年十一月一日から平成二十四年十月三十一日まで
中山鳥獣保護区	雄勝郡雄勝町秋ノ宮字川井二十九、三十八の一、四十三の一、四十七、五十四、六十二、七十二の一の一円の区域	平成十四年十一月一日から平成二十四年十月三十一日まで

秋田県告示第七百二十五号  
鳥獣保護区の設定(平成六年秋田県告示第六百九十号)の一部を次のように改正する。  
平成十四年十月三十一日

表唐松山鳥獣保護区の項を次のように改める。

秋田県知事 寺田典城

唐松山鳥獣保護区	仙北郡協和町上淀川地内の国道十三号線と国道三百四十一号線との交点を起点とし、同国道を西進し町道和田向合員線との交点に至り、同町道を北西に進み同町道と連続する町道合員十号線に至り、同町道を北東に進み国道十三号線との交点に至り、同国道を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成六年十一月一日から平成十六年十月三十一日まで
----------	---	--------------------------

秋田県告示第七百二十六号  
鳥獣保護及狩猟二関スル法律(大正七年法律第三十二号)第八条ノ八第三項の規定により、次のとおり鳥獣保護区の区域内に特別保護地区を指定したので、鳥獣保護及

狩猟二関スル法律施行規則(昭和二十五年農林省令第百八号)第二十一条において準用する同令第二十号の規定に基づき、告示する。  
平成十四年十月三十一日

秋田県知事 寺田典城

五城目井川鳥獣保護区特別保護地区	五城目井川鳥獣保護区のうち、保安林内の公有水面を含む山田沢生活環境全林全域	平成十四年十一月一日から平成二十四年十月三十一日まで
石黒沢鳥獣保護区特別保護地区	石黒沢鳥獣保護区のうち、赤倉橋を起点とし、県道西山生保内線を北東に進み石黒橋と石黒沢との交点に至り、これより約七百メートル東進し蟹沢に至り、同沢を北進し先達川との交点に至り、同川を東進し民有林と国有林との境界に至り、同境界を南進し赤倉沢との交点に至り、同沢を西進し起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成十四年十一月一日から平成二十四年十月三十一日まで
堀内鳥獣保護区特別保護地区	堀内鳥獣保護区のうち、雄物川地域森林計画区西木村四十六林班と四十三林班との境界交点を起点とし、同境界を西進し同森林計画区四十三林班と四十五林班と四十六林班との境界に至り、同森林計画区四十三林班と四十五林班との境界を西進し同森林計画区四十三林班と四十四林班と四十五林班との境界に至り、同森林計画区四十三林班と四十四林班との境界を南東に進み同森林計画区四十二林班と四十三林班と四十四林班との境界に至り、同森林計画区四十二林班と四十三林班との境界を南西に進み民有林と国有林との境界に至り、同境界を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成十四年十一月一日から平成二十四年十月三十一日まで

秋田県告示第七百二十七号  
 鳥獣保護及狩猟二関スル法律(大正七年法律第三十二号)第九条の規定により、次  
 のとおり休猟区を設定したので、鳥獣保護及狩猟二関スル法律施行規則(昭和二十五  
 年農林省令第百八号)第二十六条の規定に基づき、告示する。  
 平成十四年十月三十一日

秋田県知事 寺田典城

名称	区 域	存続期間
犬吠森休猟区	鹿角市十和田大湯地内の国道百四号線と秋田県と青森県との県境の交点を起点とし、同県境を南進し標高六百六十二・八メートルの三角点に至り、同三角点から南西に約一・九キロメートル進んだ地点から沢筋を北西に進み国有林道不老倉線に至り、同林道を北西に進み国有林道小又沢支線に至り、同林道を北東に約一・一キロメートル進んだ地点から沢筋を北東に進み国有林道浅繋山線に至り、同林道を北進し国道百四号線との交点に至り、同国道を東進し起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成十四年十一月一日から平成十七年十月三十一日まで
沢内休猟区	鹿角市八幡平坂比平地内の市道坂比平一号線と国道三百四十一号線との交点を起点とし、同国道を北進し市道力ジカ沢永田上田表線との交点に至り、同市道を北東に進み市道滝の畑線との交点に至り、同市道を南東に進み同市道と連続する遊歩道に至り、同遊歩道を東進し秋田県と岩手県との県境との交点に至り、同県境を南進し国有林道ゼンマイ沢線との交点に至り、同林道を西進し同林道と連続する市道深中田線に至り、同市道を西進し同市道と連続する市道坂比平一号線に至り、同市道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成十四年十一月一日から平成十七年十月三十一日まで

瀨の沢休猟区	鹿角市花輪地内の県道田山花輪線と国有林道瀨の沢線との交点を起点とし、同林道を北進して国有林道前の沢支線との交点に至り、同林道を東進し終点に至り、同終点から奈良助沢を東進し秋田県と岩手県との県境に至り、同県境を南西に進み県道田山花輪線との交点に至り、同県道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成十四年十一月一日から平成十七年十月三十一日まで
大披休猟区	大館市と北秋田郡田代町と米代川左岸との交点を起点とし、同左岸を東進し引欠川に至り、同川左岸を南東に進み市道大館比内線との交点に至り、同市道を南進し比内前田鳥獣保護区との境界に至り、同境界を南西に進み大館市と北秋田郡比内町との境界に至り、同境界を南西に進み大館市と比内町と北秋田郡鷹巣町との境界に至り、大館市と鷹巣町との境界を北進し大館市と鷹巣町と田代町との境界に至り、大館市と田代町との境界を北進し起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成十四年十一月一日から平成十七年十月三十一日まで
大舟木沢休猟区	北秋田郡鷹巣町と北秋田郡森吉町との境界と県道桂瀬笹館線の交点を起点とし、同県道を東進し国有林道松沢線との交点に至り、同林道を南進し国有林道滝の沢線との交点に至り、同林道を南進し鷹巣町と森吉町との境界に至り、同境界を西進し起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成十四年十一月一日から平成十七年十月三十一日まで
姥ヶ嶽休猟区	北秋田郡比内町大葛地内の町道独鉢森合線と県道比内大葛鹿角線との交点を起点とし、同県道を南東に進み国有林道長部線との交点に至り、同林道を南西に進み同林道と連続する小倉山に通じる歩道に至り、同歩道を南進	平成十四年十一月一日から平成十七年十月三十一日まで

<p>区 繁ノ沢休獵</p>	<p>六左衛門森 休獵区</p>	<p>ノ口川休獵 区</p>	
<p>北秋田郡田代町の国有林道岩瀬線と国有林道繁沢支線との交点を起点とし、国有林道岩</p>	<p>北秋田郡阿仁町打当地内の町道ブナ森線と国有林道岩井の又線との交点を起点とし、同林道を北進し国有林道大森線との交点に至り、同林道を南東に進み岩井又沢に至り、同林道を北進し国設森吉山鳥獣保護区の境界との交点に至り、同境界を南東に進み阿仁町と仙北郡田沢湖町との境界に至り、同境界を南進し町道ブナ森線との交点に至り、同町道を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>北秋田郡森吉町の国有林道太平湖線と国有林道森吉線との交点を起点とし、国有林道太平湖線を東進し国設森吉山鳥獣保護区の境界との交点に至り、同境界を南東に進み森吉町と北秋田郡阿仁町との境界に至り、同境界を北西に進み石森休獵区の境界との交点に至り、同境界を北西に進み国有林道西ノ又線に至る歩道との交点に至り、同歩道を北東に進み同歩道と連続する国有林道西ノ又線に至り、同林道を北東に進み国有林道森吉線との交点に至り、同林道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>し小倉山山頂に至り、同山頂から同歩道を南進し比内町と北秋田郡森吉町との境界との交点に至り、同境界を西進し比内町と森吉町と北秋田郡鷹巣町との境界に至り、比内町と鷹巣町との境界を北進し丹内沢に至る歩道との交点に至り、同歩道を北東に進み同歩道と連続する国有林道丹内線に至り、同林道を北進し町道独鈷森合線との交点に至り、同町道を東進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>
<p>平成十四年十一月一日から平成十七</p>	<p>平成十四年十一月一日から平成十七年十月三十一日まで</p>	<p>平成十四年十一月一日から平成十七年十月三十一日まで</p>	

<p>黒森休獵区</p>	<p>大森休獵区</p>	<p>大内沢休獵区</p>	
<p>山本郡琴丘町勝平地内の農道茨島線と町道勝平小新沢線との交点を起点とし、同町道を東進し県道琴丘上小阿仁線との交点に至り、同県道を南東に進み琴丘町と北秋田郡上小阿</p>	<p>能代市松山地区内の県道仙ノ台松山線と市道羽州街道松山線との交点を起点とし、同県道を東進し能代市と山本郡山本町との境界に至り、同境界を西進し県道能代五城目線との交点に至り、同県道を北東に進み市道羽州街道松山線との交点に至り、同市道を東進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>北秋田郡合川町の林道羽根山線と国有林道羽根山沢線との交点を起点とし、同国有林道を南進し米代川地域森林計画区合川町三十六林班と国有林米代東部森林管理署上小阿仁支署事業区二百三十八林班との交点に至り、同交点から民有林と国有林との境界を南東に進み国有林道下大内沢線との交点に至り、同林道を南西に進み合川町と山本郡二ツ井町との境界に至り、同境界を北進し林道羽根山線との交点に至り、同林道を東進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>瀬線を北西に進み国有林道赤根沢線との交点に至り、同林道を北東に進み国有林米代東部森林管理署事業区二千三百三十六林班と二千三百三十七林班との境界との交点に至り、同境界を北進し秋田県と青森県との県境に至り、同県境を南東に進み同国有林二千三百五十六林班と二千三百五十七林班との境界に至り、同境界を南進し国有林道繁沢支線との交点に至り、同林道を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>
<p>平成十四年十一月一日から平成十七年十月三十一日まで</p>	<p>平成十四年十一月一日から平成十七年十月三十一日まで</p>	<p>平成十四年十一月一日から平成十七年十月三十一日まで</p>	<p>年十月三十一日まで</p>

<p>仁村との境界に至り、同境界を南進し琴丘町と南秋田郡五城目町と上小阿仁村との境界に至り、琴丘町と五城目町との境界を西進し標高三百六十一・九メートルの高杉山三角点に至り、同三角点から同境界を一キロメートル西進した地点から稜線を北西に進み農道茨島線の終点に至り、同農道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>山本郡藤里町藤琴太良鉱山跡付近の県道西目屋二ツ井線と私有林道(立石林業株式会社所有)の交点を起点とし、同県道を北西に進み秋田県と青森県との県境との交点に至り、同県境を東進し藤里町と北秋田郡田代町との境界に至り、同境界を南進し私有林道(立石林業株式会社所有)との交点に至り、同林道を西進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>秋田市の国有林秋田森林管理署事業区四十九林班から五十四林班まで及び五十八林班から七十二林班までに含まれる一円の区域</p>	<p>河辺郡河辺町の国有林秋田森林管理署事業区二百一林班から二百三林班まで及び二百六班から二百九林班までに含まれる一円の区域</p>	<p>河辺郡雄和町萱ヶ沢地内の県道本荘西仙北角館線と町道中の沢線との交点を起点とし、同県道を東進し河辺郡と仙北郡との境界との交点に至り、同境界を南進し河辺郡と由利郡との境界に至り、同境界を西進し町道新田畑雄和線との交点に至り、同町道を北進し町道</p>
<p>平成十四年十一月一日から平成十七年十月三十一日まで</p>	<p>平成十四年十一月一日から平成十七年十月三十一日まで</p>	<p>平成十四年十一月一日から平成十七年十月三十一日まで</p>	<p>平成十四年十一月一日から平成十七年十月三十一日まで</p>	<p>平成十四年十一月一日から平成十七年十月三十一日まで</p>

<p>中帳休猟区</p>	<p>由利郡岩城町亀田地内のふるさと林道岩城大内線と町道福俣線との交点を起点とし、同町道を東進し由利郡大内町の町道高尾岩城線との交点に至り、同町道を南東に進みふるさと林道岩城大内線との交点に至り、同林道を南東に進み県道秋田雄和本荘線との交点に至り、同県道を南西に進み町道新沢中央線との交点に至り、同町道を北進し町道新沢岩城線との交点に至り、同町道を北進し林道中ノ沢線との交点に至り、同林道を西進し岩城町の町道中ノ沢線との交点に至り、同町道を北西に進み町道上蛇田環状線との交点に至り、同町道を北西に進み町道貝井田沢線との交点に至り、同町道を北東に進みふるさと林道岩城大内線との交点に至り、同林道を北進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>西沢休猟区</p>	<p>由利郡由利町堰口地内の町道町村西由利原線と町道堰口後谷地線との交点を起点とし、同町道を北東に進み町道堰口平石線との交点に至り、同町道を北東に進み町道東由利原平石線との交点に至り、同町道を東進し町道黒沢南由利原線との交点に至り、同町道を北東に進み町道明法黒沢線との交点に至り、同町道を南東に進み町道神田明法線との交点に至り、同町道を南進し町道森子二号線との交点に至り、同町道を南進し町道奉行免森子線との交点に至り、同町道を南進し町道奉行免由利原線との交点に至り、同町道を南進し町道吉沢東由利原線との交点に至り、同町道を西進し町道黒沢南由利原線との交点に至り、同町道を南西に進み町道屋敷東由利原線との</p>
<p>平成十四年十一月一日から平成十七年十月三十一日まで</p>	<p>平成十四年十一月一日から平成十七年十月三十一日まで</p>	<p>平成十四年十一月一日から平成十七年十月三十一日まで</p>	<p>平成十四年十一月一日から平成十七年十月三十一日まで</p>

<p>長野山休猟区</p>	<p>大沢郷宿休猟区</p>	<p>下笹子休猟区</p>
<p>仙北郡中仙町立石地内の仙北郡西仙北町と中仙町との境界と県道土川中仙線との交点を起点とし、同境界を北進し県道本荘西仙北角館線との交点に至り、同県道を北東に進み同県道と連続する県道角館長野線に至り、同県道を南西に進み入見内川との交点に至り、同川右岸を南進し玉川との交点に至り、同川右岸を南進し大曲市と中仙町との境界に至り、</p>	<p>仙北郡西仙北町大沢郷寺地内の秋田自動車道と町道北野目戸川一号线との交点を起点とし、同自動車道を南東に進み西仙北町と仙北郡南外村の境界との交点に至り、同境界を南西に進み県道西仙北南外線との交点に至り、同県道を北進し同県道と連続する町道宿立倉線に至り、同町道を北進し同町道と連続する町道野田戸屋沢線に至り、同町道を北東に進み県道西仙北南外線との交点に至り、同県道を南東に進み町道北野目戸川一号线に至り、同町道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>由利郡島海町上川内地内の林道千足線と国道百八号線との交点を起点とし、同国道を南東に進み県道島海矢島線との交点に至り、同県道を南西に進み林道外山線との交点に至り、同林道を北進し林道松木沢線との交点に至り、同林道を北東に進み林道千足線との交点に至り、同林道を北進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>
<p>平成十四年十一月一日から平成十七年十月三十一日まで</p>	<p>平成十四年十一月一日から平成十七年十月三十一日まで</p>	<p>平成十四年十一月一日から平成十七年十月三十一日まで</p>

<p>青シカ山休猟区</p>	<p>古種沢休猟区</p>
<p>仙北郡太田町真木地内の斉内川と七瀬沢との交点を起点とし、同沢を南東に進み国有林秋田森林管理事業区百六十七林班と百六十八林班との境界に至り、同境界を北東に進み同国有林百六十五林班と百六十七林班と百六十八林班との境界に至り、同国有林百六十五林班と百六十八林班の境界を南東に進み秋田県と岩手県との県境に至り、同県境を南進し同国有林百七十四林班と百七十五林班との境界に至り、同境界を南西に進み北の又沢に至り、同沢を南西に進み町道横沢バチ沢線との交点に至り、同町道を北西に進み炭焼沢との交点に至り、同沢を北進し同国有林百七十二林班と百七十三林班との境界に至り、同境界を北進し標高八百四十四メートルの三角点に至る</p>	<p>仙北郡協和町と河辺郡河辺町との境界と国道十三号線との交点を起点とし、同国道を南東に進み町道合貝十号線との交点に至り、同町道を南進し同町道と連続する町道和田向合貝線に至り、同町道を南進し国道三百四十一号線との交点に至り、同国道を西進し秋田自動車道との交点に至り、同自動車道を北西に進み協和町と河辺郡雄和町との境界に至り、同境界を北進し協和町と雄和町と河辺町との境界に至り、これより協和町と河辺町との境界を北進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>
<p>平成十四年十一月一日から平成十七年十月三十一日まで</p>	<p>平成十四年十一月一日から平成十七年十月三十一日まで</p>

<p>区</p>	<p>横手市金沢地内国道十三号線と市道白石沢線との交点を起点とし、同国道を北進し市道金沢中央線との交点に至り、同市道を北進し仙北郡仙南村との境界に至り、同境界を東進し仙北郡六郷町と仙南村と平鹿郡山内村と横手市との境界に至り、横手市と山内村との境界を南進し御嶽山登山道路との交点に至り、同登山道路を西進し同登山道路と連続する市道上台弥勒線に至り、同市道を西進し同市道と連続する市道白石沢線に至り、同市道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>平成十四年十一月一日から平成十七年十月三十一日まで</p>
<p>川西休猟区</p>	<p>平鹿郡大森町猿田地内の町道大森白山下線と出羽丘陵広域農道との交点を起点とし、同農道を北進し大森町と仙北郡南外村との境界に至り、同境界を東進し大森町と大曲市の境界に至り、同境界を東進し県道大曲大森羽後線との交点に至り、同県道を南進し町道十日町公園線との交点に至り、同町道を西進し同町道と連続する町道大森白山下線に至り、同町道を西進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>平成十四年十一月一日から平成十七年十月三十一日まで</p>
<p>磯休猟区</p>	<p>雄勝郡雄勝町ヘグリ地区の川井橋と国道百八号線との交点を起点とし、稜線を北東に進み雄勝町と湯沢市との境界に至り、同境界を南東に進み県道秋ノ宮小安峡温泉線との交点に至り、同県道を西進し国道百八号線との交</p>	<p>平成十四年十一月一日から平成十七年十月三十一日まで</p>

<p>区</p>	<p>雄勝郡羽後町上村地区の町道軽井沢田茂の沢線と、県道羽後向田館合線との交点を起点とし、同県道を南東に進み町道中山太倉線との交点に至り、同町道を南西に進み終点に至り、同終点から西進し由利郡鳥海町と羽後町との境界に至り、同境界を北西に進み町道軽井沢田茂の沢との交点に至り、同町道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>平成十四年十一月一日から平成十七年十月三十一日まで</p>
<p>西小沢休猟区</p>	<p>雄勝郡東成瀬村菅ノ台地内の村道生内線と村道逆川線との交点を起点とし、同村道を南東に進み国道三百四十二号線との交点に至り、同国道を南進し栗駒鳥獣保護区の境界との交点に至り、同境界を西進し雄勝郡皆瀬村との境界に至り、同境界を北進し村道生内線との交点に至り、同村道を東進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>平成十四年十一月一日から平成十七年十月三十一日まで</p>

秋田県告示第七百二十八号  
 休猟区の設定(平成十三年秋田県告示第六百五十三号)の一部を次のように改正する。

平成十四年十月三十一日

秋田県知事 寺田典城

表稲沢休猟区の項を次のように改める。

名称	区 域	存続期間
<p>稲沢休猟区</p>	<p>仙北郡協和町水沢地内の国道四十六号線と町道水沢線との交点を起点とし、同町道を西進し町道奥山線との交点に至り、同町道を北</p>	<p>平成十三年十一月一日から平成十六年十月三十一日まで</p>

名称	区 域	存続期間
芝谷地銃猟	大館市釈迦内地内の国道七号線と遊歩道と	平成十四年十一月

秋田県告示第七百二十九号  
 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第十条の規定により、次のとおり銃猟禁止区域を設定したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第百八号）第二十七条において準用する同令第二十六条の規定に基づき、告示する。  
 平成十四年十月三十一日  
 秋田県知事 寺田典城

進し国有林秋田森林管理署官公造林地と雄物川地域森林計画区協和町百二林班との境界に至り、同境界を北東に進み国有林と民有林との境界に至り、同境界を北西に進み林道沢内水沢線との交点に至り、同林道を北東に進み国有林道牛沢又沢線との交点に至り、同林道を北東に進み国有林作業路との交点に至り、同作業路を北進し国有林道荒川線との交点に至り、同林道を北東に進み国有林秋田森林管理事業区七十五林班と七十六林班との境界に至り、同境界を北進し横領森山頂に至り、同山頂から同国有林六十四林班と六十五林班との境界を北西に進み県道唐松宇津野線との交点に至り、同県道を東進し協和ダム管理道との交点に至り、同管理道を東進し同管理道と連続する国有林道美山湖線に至り、同林道を東進し同林道と連続する国有林道朝日又線に至り、同林道を南東に進み淀川との交点に至り、同川を南東に進み協和町と仙北郡角館町との境界に至り、同境界を南進し国道四十六号線との交点に至り、同国道を西進し起点に至る線に囲まれた一円の区域

禁止区域	禁止区域	禁止区域	禁止区域
二ツ森銃猟	惣三郎沼銃猟禁止区域	能代河畔公園銃猟禁止区域	赤沼公園銃猟禁止区域
山本郡山本町二ツ森地区内の国道七号線と山本町と山本郡琴丘町との境界との交点を起点	山本郡山本町森岳字木戸沢地区内の県道能代五城目線と町道温泉三号線との交点を起点として、同町道を南西に進み町道温泉上台線との交点に至り、同町道を南西に進み町道温泉公園線との交点に至り、同町道を南進し森岳鹿渡線との交点に至り、同県道を南進し町道街道東石倉沢線との交点に至り、同町道を北西に進み町道森岳街道東線との交点に至り、同町道を北西に進み途中児童館前を右折し県道森岳鹿渡線との交点に至り、同県道を東進し県道能代五城目線との交点に至り、同県道を東進し起点に至る線に囲まれた一円の区域	能代市万町地区内の市道富町万町線と市道川反線との交点を起点とし、同市道を南進し市道材木町東能代線との交点に至り、同市道を西進し秋北バス株式会社と中田建設株式会社との境界との交点に至り、同境界を北進し能代港堤防との交点に至り、同堤防を東進し市道川反五号線、市道川反線を経由して起点に至る線に囲まれた一円の区域	能代市浅内字赤沼地区内の赤沼公園を取り囲む水路を含めその内側の区域
平成十四年十一月一日から平成二十	平成十四年十一月一日から平成二十四年十月三十一日まで	平成十四年十一月一日から平成二十四年十月三十一日まで	平成十四年十一月一日から平成二十四年十月三十一日まで

<p>大森銃猟禁止区域</p>	<p>虹の里銃猟禁止区域</p>	<p>山本町北部銃猟禁止区域</p>	
<p>仙北郡仙南村金沢地内の横手市と仙南村との境界と市道三貫塚十二姓線との交点を起点とし、同市道を南東に進み同市道と連続する市道西沼線に至り、同市道を南進し市道立馬</p>	<p>山本郡藤里町矢坂地内の県道西目屋二ツ井線と町道釜の沢線との交点を起点とし、同町道を西進し町道奥岩本線との交点に至り、同町道を北西に進み林地と農耕地との境界との交点に至り、同境界を北進し薄井沢川との交点に至り、同川を南東に進み県道西目屋二ツ井線との交点に至り、同県道を南進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>山本郡山本町逆川地内の市道成合逆川線と県道金光寺能代線との交点を起点とし、国道七号線と市道芝童森浅内線との交点方向へ見越し線を千メートル西進し、同点から見越し線を二百五十メートル北進し、同点から見越し線を二千七百五十メートル東進し、山本町と能代市との境界に至り、同境界を南東に進み民有林道山本峰線との交点に至り、同林道を南東に進み、西進し同林道と連続する県道森岳鶴川線に至り、同県道を西進し山本町と山本郡八竜町の境界との交点に至り、同境界を北進し、北西に進み市道成合逆川線との交点に至り、同市道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>とし、同国道を北西に進み山本町と山本郡八竜町との境界との交点に至り、同境界を北東に進み日本海沿岸東北自動車道との交点に至り、同自動車道を南東に進み山本町と琴丘町の境界との交点に至り、同境界を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>
<p>平成十四年十一月一日から平成二十四年十月三十一日まで</p>	<p>平成十四年十一月一日から平成二十四年十月三十一日まで</p>	<p>平成十四年十一月一日から平成二十四年十月三十一日まで</p>	<p>平成十四年十一月一日から平成二十四年十月三十一日まで</p>

<p>羽後大戸川銃猟禁止区域</p>	<p>浦大町銃猟禁止区域</p>	<p>櫛沢銃猟禁止区域</p>	
<p>雄勝郡羽後町石田地区の国道三百九十八号線と羽後大戸川の交点を起点とし、同川の左岸を北東に進み町道西馬首内三輪線との交点</p>	<p>南秋田郡八郎潟町真坂地内の国道七号線と県道真坂五城目線との交点を起点とし、同県道を南東に進み町道浦大町下町線との交点に至り、同町道を東進し町道真浦線との交点に至り、同町道を南進し同町道と連続する農道五号線に至り、同農道を四百メートル南進して農道との交点に至り、同農道を西進し国道七号線との交点に至り、同国道を北進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>横手市大屋寺内地内の横手市と平鹿郡大森町との境界と市道櫛沢線との交点を起点とし、同市道を南東に進み下櫛沢へ至る私道との交点に至り、同私道を北進し大屋沼に至る私道との交点にて南西に櫛沢沼に沿って進み、同沼堤体を経て起点に至る一円の区域</p>	<p>郊線との交点に至り、同市道を南東に進み市道立馬郊中線との交点に至り、同市道を西進し農地との境界との交点に至り、同境界を西進し横手市と仙南村との境界に至り、同境界を南西に進み農作業道との交点に至り、同道を北進し村道南谷地東西法寺線との交点に至り、同村道を北西に進み村道南谷地線との交点に至り、同村道を西進し村道東川原南谷地線との交点に至り、同村道を北東に進み村道東山本四号線との交点に至り、同村道を南西に進み村道東山本五号線との交点に至り、同村道を北西に進み農作業道との交点に至り、同作業道を東進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>
<p>平成十四年十一月一日から平成二十四年十月三十一日まで</p>	<p>平成十四年十一月一日から平成二十四年十月三十一日まで</p>	<p>平成十四年十一月一日から平成二十四年十月三十一日まで</p>	

に至り、同町道を東進し同川右岸との交点に至り、同川右岸を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

まで

秋田県告示第七百三十号

銃猟禁止区域の設定(昭和六十二年秋田県告示第六百四十四号)の一部を次のように改正する。

平成十四年十月三十一日

秋田県知事 寺田典城

表秋田市銃猟禁止区域の項を削る。

秋田県告示第七百三十一号

銃猟禁止区域の設定(平成十三年秋田県告示第六百五十四号)の一部を次のように改正する。

平成十四年十月三十一日

秋田県知事 寺田典城

表秋田市銃猟禁止区域の項を次のように改める。

名称	区 域	存続期間
秋田市銃猟禁止区域	秋田市新屋地内の市道新屋豊岩線と国道七号線との交点を起点とし、同国道を北東に進み市道割山南浜線との交点に至り、同市道を北西に進み県道秋田天王線との交点に至り、同県道を北東に進み旧雄物川左岸との交点に至り、同川左岸を北西に進み同川河口の標高四・〇メートルの三角点に至り、同三角点から北東に進み旧雄物川右岸に至り、同川右岸を北西に進み新城川左岸に至り、同川左岸を北東に進み国道七号線との交点に至り、同国道を北進し市道天ノ袋線との交点に至り、同市道を南東に進み県道久保秋田線との交点に至り、同県道を南進し市道下飯島四号線との交点に至り、同市道を南東に進み市道下飯島	平成十三年十一月一日から平成十七年十月三十一日まで

二号線との交点に至り、同市道を南東に進み県道上新城土崎港線との交点に至り、同県道を北東に進み市道東上谷地大袋線との交点に至り、同市道を南東に進み市道四ツ屋笹岡線との交点に至り、同市道を南進し同市道と連続する市道中央市場一号線に至り、同市道を南進し県道土崎港秋田線との交点に至り、同県道を南東に進み市道手形泉線との交点に至り、同市道を東進し県道秋田八郎潟線との交点に至り、同県道を東進し市道手形学園町赤沼線との交点に至り、同市道を東進し県道秋田岩見船岡線との交点に至り、同県道を北東に進み市道広面小学校一号線との交点に至り、同市道を北進し市道蓮沼手形山線との交点に至り、同市道を東進し柳田に至る農道との交点に至り、同農道を北東に進み市道柳田石神推子線との交点に至り、同市道を東進し農道との交点に至り、同農道を東進し県道秋田岩見船岡線との交点に至り、同県道を北東に進み孫左衛門用水路との交点に至り、同用水路を南西に進み太平川右岸に至り、同川右岸を南西に進み市道土崎柳田一号線との交点に至り、同市道を南西に進み市道松崎団地一号線との交点に至り、同市道を南西に進み市道柳館松崎四号線との交点に至り、同市道を南東に進み市道柳館松崎三号線との交点に至り、同市道を南東に進み市道柳館松崎二号線との交点に至り、同市道を南東に進み市道桜本線との交点に至り、同市道を西進し市道柳館梨平線との交点に至り、同市道を南進し市道百崎柳館線との交点に至り、同市道を南西に進み市道百崎諏訪ノ沢線との交点に至り、同市道を南東に進み南ヶ丘ニュータウンと諏訪ノ沢との境界に至り、同境界を尾根伝いに東進し市道猿田小山田線との交点に至り、同

市道を南西に進み市道古野荒巻線との交点に至り、同市道を南東に進み市道堤ノ沢篠田台線との交点に至り、同市道を南進し国道十三号線との交点に至り、同国道を南東に進み市道新都市二十四号線との交点に至り、同市道を南西に進み県道秋田御所野雄和線との交点に至り、同県道を南東に進み東日本旅客鉄道株式会社奥羽本線との交点に至り、同本線を北西に進み県道秋田御所野雄和線との交点に至り、同県道を西進し市道豊岩御野場線との交点に至り、同市道を南西に進み秋田南大橋に至り、同橋を南西に進み雄物川の左岸堤防との交点に至り、同堤防を北西に進み市道新屋豊岩線との交点に至り、同市道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

購読料金 一月三千五百円  
 発行所 秋田県  
 秋田市山王四丁目一番一号

印刷者 印刷所

秋田県株式会社 松原印刷社  
 秋田市山王七丁目五番二十九号  
 電話 082-8766000  
 FAX 082-8766000  
 E-mail: matsubaransatsu.co.jp

